

仙台市広瀬川緑化助成要綱

(平成 14 年 3 月 29 日局長決裁)

(趣旨)

第1条 広瀬川の清流を守る条例（昭和 49 年仙台市条例第 39 号。以下「条例」という。）

第 9 条に規定する市長の許可に基づいて確保される自然的環境の保全のための土地等（以下「保全用地」という。）の緑化に係る助成事業の実施については、仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この要綱に基づく助成金（以下「助成金」という。）は、保全用地における植樹等の緑化事業の費用の一部を助成することにより、条例第 8 条に規定する環境保全区域の緑化を推進し、もって広瀬川の自然的環境の回復と都市と河川の調和ある景観づくりに寄与することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 市長は、保全用地について条例第 9 条に規定する市長の許可を受けた日から 3 年以内に、当該保全用地において次に掲げる基準に適合する緑化事業（以下「事業」という。）を行う者に対し、助成金を交付することができる。

(1) 新たに植栽する樹木及び移植する支障木の樹冠投影面積の合計が 1 m²以上であること。

(2) 新たに植栽する樹木及び移植する支障木の高さ（植樹等を実施する敷地が接する道路又は広瀬川（以下「道路等」という。）から視認できる部分の高さをいう。）が、0.5m 以上であること。ただし、樹高 0.5m 未満の樹木については、当該樹木の全部が道路等から視認できるものであること。

(3) 新たに植栽する樹木及び移植する支障木が、広瀬川周辺に自生する種であり、かつ保全用地に直接定着させるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者には助成金を交付しない。

(1) 既に助成金の交付を受けたことがある敷地において前項に規定する事業を実施する者。

(2) 前項に規定する事業について緑化に関する他の助成金を受ける者。

(3) 前項に規定する事業（支障木の移植を除く）を行う敷地を販売する予定がある者。

(4) 暴力団等と関係を有している者。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、樹木及び樹木の生育に要する土壌等の購入、樹木の植栽並びに支障木の移植に要した経費総額（樹木の購入費用については樹冠投影面積 1 m²当たり 6 万円を助成対象額の上限とする。）の 2 分の 1 に相当する金額とし、その金額が十万円を

超える場合には、十万円とする。ただし、助成金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、広瀬川緑化助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施場所の位置図
- (2) 事業内容を明らかにする計画図
- (3) 事業費用に係る見積書（様式第2号）
- (4) 事業の実施場所における事業の実施前の現況が確認できる写真
- (5) 自己所有地以外の場所で事業を行う場合は事業の実施場所に係る土地所有者の承諾書（様式第3号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があった日から10日以内にその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、その旨を広瀬川緑化助成金交付決定通知書（様式第4号）又は広瀬川緑化助成金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者は、事業内容の変更又は事業の中止を行おうとするときは、広瀬川緑化事業（変更・中止）申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により事業内容の変更又は事業の中止の申請があったときは、市長は助成金の交付決定の変更又は助成金の交付決定の取消しを広瀬川緑化事業（変更・中止）承認通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(事業実績報告)

第8条 助成金の交付決定を受けた申請者は、助成金交付決定通知日から90日以内に事業を完了し、広瀬川緑化事業完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業費用支払い領収書の写し又はそれに類するもの
- (2) 事業の実施場所における事業の実施後の現況が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付決定を受けた申請者は、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、同項に規定する期間を90日以内に限り延長することができる。この場合において、助成金の交付決定を受けた申請者は、同項に規定する期間内に、延長を希望する期間及び延長の理由を書面により市長に通知し承諾を得なければならない。

(助成金交付額の確定)

第9条 市長は、前条の広瀬川緑化事業完了報告書の提出があったときは、書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が助成金交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、助成金の交付額を確定し、広瀬川緑化助成金交付確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 助成金は、前条の規定により助成金の交付額を確定し、条例第9条に規定する市長の許可を受けた行為が適切に完了したことを確認した後に、交付するものとする。

(樹木等の管理)

第11条 助成金の交付を受けた申請者又は事業の実施場所の土地所有者は、事業が完了した日から、5年間は善良な管理者の注意をもって、樹木等の育成及び管理に努め、市長がやむを得ない理由があると認める場合を除きこれを撤去してはならない。

(書類の整備)

第12条 助成金の交付を受けた申請者又は事業の実施場所の土地所有者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ事業が完了した日から5年間保存しておかなければならぬ。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、助成金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金の交付決定の条件に反する行為があったとき
- (3) 条例に反する行為があったとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則（平16.4・改正）

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平18.2・改正）

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則（平25.3・改正）

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則（平26.3・改正）

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平30.6・改正）

この要綱は、平成30年7月1日から実施する。

附 則（令7.3・改正）

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。